

平成29年11月

お客様各位

横浜幸銀信用組合

特殊詐欺被害防止対策のお知らせ (キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について)

平素は当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、振り込め詐欺が多発する中、特にキャッシュカードによるお振込みに不慣れな高齢のお客様をATMに誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」などが急増しております。

当組合では、お客様をこのような被害から守るため、下記のとおり、キャッシュカードによる振込取引を一部制限する事といたしました。

ATMでのお振込みを制限させていただく事で窓口でのご相談を受ける事ができ、これが振り込め詐欺被害防止に繋がるものと判断したものであり、お客様には大変ご不便をおかけいたしますが何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 制限の内容

ATMでキャッシュカードによる1,000円を超える振込ができなくなります。

なお、キャッシュカードによるお預け入れやお引き出し等は従来通りご利用いただけます。

2. 制限の対象となるお客様

70歳以上のお客様のうち、過去3年間以上キャッシュカードによるATM振込を利用されていないお客様

3. 開始日

平成29年12月1日(金)から

4. 制限の解除

対象となるお客様がキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合は、平日の営業時間内に本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)とキャッシュカードおよびお届け印をご持参のうえ当組合お取引店へお申し出ください。(1日あたり振込上限額を1千円から100万円の範囲内で変更することができます。但し、手続き後であっても毎年の基準日時点で過去3年以内にATM振込のご利用がなかった場合にはあらためて手続きが必要となります。)

以上